

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年12月21日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(仮称)イオンスーパーセンター中主店  
野洲市乙窪字長繰480-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号  
代表執行役 岡田 元也
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前  
駐車場の自動車の出入口の数  
7ヶ所
  - (2) 変更後  
駐車場の自動車の出入口の数  
9ヶ所
- 4 変更年月日  
平成19年11月20日
- 5 変更の理由  
敷地外での車両滞留防止のため
- 6 届出年月日  
平成19年11月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75  
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市西河原2400番地  
守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
  - (2) 縦覧期間 平成19年12月21日から平成20年4月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成20年4月21日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課  
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1